

静かな空を
もとめて

昭島支部だより

第2次新横田基地公害訴訟
昭島支部 7月15日 第7号
発行責任者 永川勝則
編集責任者 奥村 博

第2次 新横田基地 公害訴訟

第1回口頭弁論

私たち原告団905人が、
夜間飛行禁止、騒音被害の
損害賠償を国に求めた訴訟
の第1回口頭弁論が10日、
東京地裁立川支部であり、
大野団長他2人が「ささや
かだが切実な願い」と訴え
ました。猛暑の中、傍聴席
を埋めつくした原告団の皆
さん大変ご苦労様でした。



被害に終止符を打つ判決を

訴訟ポイント 支部勉強会

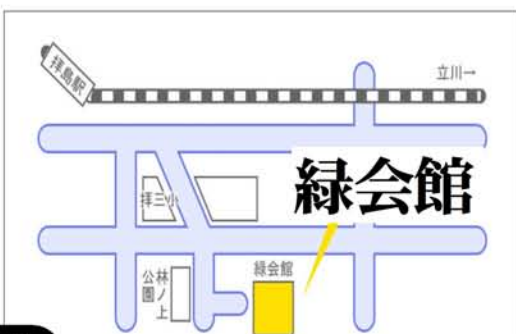
8月4日(日)午後1時30分



昭島市緑会館

弁護団の吉田榮士、杉野
公彦弁護士から解りやす
くお話しします

終了後、暑気
払いします



無料!

傍聴には昭島支部から40名が参加、バスは市役所から田中団地、緑町、松原町、美堀町を廻り満席となりました。炎天下の中、裁判所前で事前集会を行い入場しました。

意旨陳述の最初に立った大野芳一団長は、「これまでの裁判では判決までの過去の賠償にとどまることから、騒音の続く限り次々と訴訟を続けることにな

る。静かで安全な生活環境を孫子の世代に渡すためにも、騒音被害に終止符を打つ判決を求めたい」と訴えました。次に国による騒音の区域見直しで航空機騒音の「うるささ」指数(Ｗ値)を変更された八王子の渡辺てつよさんは、「150mしか離れていない場所でも変更されたのはおかしい、全く静かになっていない」と訴えました。

と訴えました。基地北側の瑞穂町に住む清水幸一(原告団事務局長)さんは、「前判決で、国の無策、怠慢を指摘されたが全く騒音被害は変わらない」と主張しました。国は請求は認められないとした36ページの答弁書を提出しました。今日の弁論に対する反論となる次回の弁論は、10月30日(水)11時と決まりました。